

# 令和元年度施策の事前分析表

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅲ-3-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 監督課 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 久知良 俊二 監督課長 石垣 健彦 労災管理課長 田中 仁志 補償課長 西村 斗利 計画課長 小宅 栄作 特別支援室長 吉岡 勝利</p>
--------------------------	--	-------------------	---	---------------	---

<p>施策の概要</p>	<p>労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、未払賃金立替払事務実施費についてのみ本シートの評価対象とする。</p>
--------------	--

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1 被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要であるため。</p>
----------------------	---

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由	
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1 (課題1) 義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。</p>	<p>被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 未払賃金立替払事務実施費 特定疾病アフターケア実施費</p>	<p>被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして字質の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費</p>
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
<p>① 医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)</p>	90%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。 (参考)平成27年度実績:92.9%、平成28年度実績:90.3%
<p>2 アフターケアの健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)</p>	88%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケアの健康管理手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考)平成27年度実績:92%、平成28年度実績:88%
<p>3 未払賃金立替払について、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間(アウトカム)</p>	21.8日	平成20年度～平成24年度の平均	25日	毎年度	25日	25日	-	-	-	未払賃金立替払は、労働者から請求があった際に審査し支給する事業であり、迅速に処理することが労働者及びその家族の生活にとって必要であるため、目標値は、事業の実施主体である独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(平成26年度～平成30年度)と同一としている。 ※目標値については、5年度ごとに独立行政法人労働者健康安全機構と調整した上で設定している。 (参考)平成27年度実績:15.8日 平成28年度実績:16.6日

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	障害者職業能力開発校整備等(昭和22年度)	3,457百万円 (3,019百万円)	655百万円 (527百万円)	1,456百万円	-	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	452
(2)	独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費(平成16年度)	9,726百万円 (9,726百万円)	9,647百万円 (9,647百万円)	10,195百万円	1	労災疾病等に係る研究開発、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通して、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施することや、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っているほか、事業場における災害の防止並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	453
(3)	特別支給金(昭和49年度)	111,496百万円 (95,542百万円)	107,823百万円 (93,491百万円)	104,171百万円	-	災害補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金等を支給する。被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施していることから、施策目標に寄与する。	454

(4)	未払賃金立替払事務実施費 (昭和51年度)	8,111百万円 (7,685百万円)	7,126百万円 (6,975百万円)	7,019百万円	2	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続きの場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から認定を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構が立替払を行う。なお、労働者健康安全機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。	455
(5)	外科後処置費 (昭和23年度)	52百万円 (56百万円)	55百万円 (45百万円)	61百万円	—	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	457
(6)	義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	3,362百万円 (2,755百万円)	2,958百万円 (2,949百万円)	2,979百万円	—	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして義肢等補装具の注文、製作等に要する費用、採型等に要する旅費を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	458
(7)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,858百万円 (3,527百万円)	3,831百万円 (3,372百万円)	3,837百万円	3	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	459
(8)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	362百万円 (342百万円)	348百万円 (300百万円)	343百万円	—	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害者等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	460
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	454百万円 (454百万円)	469百万円 (469百万円)	481百万円	—	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	461
(10)	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	3,020百万円 (2,878百万円)	3,562百万円 (3,331百万円)	2,986百万円	—	独立行政法人労働者健康安全機構に対して、交付金施設の整備及び機器整備等の補助を行う。 被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業に係る施設整備等であることから、施策目標に寄与する。	472
(11)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	1,117百万円 (1,114百万円)	1,112百万円 (1,107百万円)	1,112百万円	—	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	473

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
平成29年度	平成30年度	目標年度	前年度	前年度		前年度	前年度	前年度			
④	労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な被災労働者に対し専門的な介護サービスを行う施設であり、入居者が満足できるサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため。 (参考)平成27年度実績:92.7%、平成28年度実績:93.5%
5	労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトプット)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考)平成27年度実績:85%、平成28年度実績:85.5%
6	労災保険指定医療機関数(アウトカム)	42,266	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(42,266)以上	前年度(42,845)以上	前年度(43,380)以上	前年度以上	前年度以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。 (参考)平成27年度実績:41,731、平成28年度実績:42,266
(12)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費(平成元年度)	2,843百万円 (2,843百万円)	3,579百万円 (3,579百万円)	3,054百万円	6	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災指定医療機関に対し無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。 本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					456
(13)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費(昭和43年度)	7百万円 (6百万円)	7百万円 (5百万円)	8百万円	-	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額165,150円、最低保障額70,790円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額123,860円、最低保障額53,090円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額82,580円、最低保障額35,400円) ※いずれも令和元年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。					462
(14)	労災就労保育援護経費(昭和54年度)	76百万円 (69百万円)	71百万円 (63百万円)	67百万円	-	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額) ※平成30年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					463
(15)	労災就学援護経費(昭和45年度)	2,780百万円 (2,513百万円)	2,722百万円 (2,448百万円)	2,672百万円	5	業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・14,000円(一人月額) ②中学生・・・18,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) ※いずれも令和元年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					464
(16)	社会復帰相談員等設置費(昭和44年度)	804百万円 (761百万円)	800百万円 (760百万円)	-	-	労働基準監督署に社会復帰相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。					465
(17)	社会復帰促進等事務費(令和元年度)	-	-	8百万円	-	社会復帰促進等事業に関する個々の事業の目標とその評価を点検する「社会復帰促進等事業に関する検討会」を行う等の事務費である。 本経費は、社会復帰促進等事業の適正な遂行に資することから、施策目標に寄与する。					-
(18)	労災ケアサポート事業経費(昭和52年度)	481百万円 (449百万円)	449百万円 (448百万円)	457百万円	-	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ②健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					466
(19)	労災特別介護施設設置費(平成元年度)	1,039百万円 (580百万円)	766百万円 (584百万円)	551百万円	-	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					467
(20)	労災特別介護援護経費(平成元年度)	1,958百万円 (1,939百万円)	1,932百万円 (1,932百万円)	1,925百万円	4	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					468
(21)	休業補償特別援護経費(昭和57年度)	1百万円 (1百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円	-	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾患に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾患に罹患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待機3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					469

(22)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	34百万円 (29百万円)	37百万円 (22百万円)	34百万円	—	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	470	
(23)	労災援護金等経費 (平成16年度)	8百万円 (0百万円)	6百万円 (0百万円)	5百万円	—	昭和35年3月31日以前に労災保険法の規定による打切補償を受けた者であること等の支給要件を満たした者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして療養に要した費用、入院、通院費用、介護費用を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	471	
(24)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	15百万円 (8百万円)	13百万円 (10百万円)	13百万円	—	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	442	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和2年度
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)	147,269,661	142,858,589	138,095,676		
			補正予算(b)	0	0			
			繰越し等(c)	1,271,842	575,244			
			合計(d=a+b+c)	148,541,503	143,433,833	138,095,676		
		執行額(千円、e)	132,189,008					
執行率(%、e/d)	89.0%							
関連税制		-						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-	-		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省 1 (Ⅳ-2-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名 (政策体系上の位置付け)</p>	<p>非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること (施策目標Ⅳ-2-1) 基本目標Ⅳ:非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標2:非正規雇用労働者(有期労働者、短時間労働者、派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>雇用環境・均等局 人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>雇用環境・均等局有期・短時間労働課長 古舘 哲生 人材開発統括官 企業内人材開発支援室長 福岡 洋志</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>・非正規雇用労働者(有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者)については、平成28年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、正社員転換等に係る数値目標を掲げつつ、各種取組を推進している。</p> <p>・短時間労働者及び有期雇用労働者が、どのような雇用形態又は就業形態を選択しても納得できる待遇が受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにするため、短時間労働者について、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、是正指導等の実施、専門家による相談や援助を行うほか、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。)の令和2年4月1月施行に向けた周知啓発、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援及び助成金の活用等により、短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇や正社員への転換の実現のための取組みを推進する。</p> <p>・有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を事業所内に配置し、かつ、「キャリアアップ計画」の認定を受けた事業主に対して、当該キャリアアップ計画に基づき、有期契約労働者等のキャリアアップ(正社員化、処遇改善等)を行った場合にキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主等に対してニーズや実態に合った助言・指導等を行う。</p> <p>【用語の定義】 (短時間労働者) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者</p> <p>(有期雇用労働者(有期契約労働者)) 期間の定めのある労働契約を締結する労働者</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>非正規雇用については、増加傾向にある。非正規雇用の全てが問題というわけではないが、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者(不本意非正規労働者)も14.3%(平成29年)存在する。非正規雇用の労働者は、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題がある。</p>	<p>2</p>	<p>少子高齢化が進み、労働力人口が減少していく中、非正規雇用労働者は2,036万人(平成29年)と雇用者総数の約4割を占める状況にあるが、雇用が不安定であったり、待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もある。このため、非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 また、正規雇用と非正規雇用の「働き方の二極化」を解消し、ワーク・ライフ・バランスの観点や働く方の希望に応じた柔軟な働き方を実現するため、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備といった課題がある。</p>	<p>3</p>	<p>職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っていると、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされている。有期契約労働者等については、正規雇用と比べ能力開発の機会が少ないといった課題がある。</p>
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>非正規雇用労働者の待遇の改善及び不本意非正規雇用労働者の正社員転換を図ること</p>		<p>少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくためには、雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強気に推し進めていくことが重要であるため。 また、不本意非正規雇用労働者が依然として相当数存在しているが、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の意欲向上や生産性向上につながると考えられるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>パートタイム労働法に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、短時間労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保、正社員転換を実現する。なお、パートタイム・有期雇用労働法が施行される令和2年度以降は、パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、短時間労働者・有期雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保、正社員転換を実現する(ただし、中小企業は令和3年度から法が適用されるため、令和3年度からパートタイム・有期雇用労働法に基づく指標とする)。</p>		<p>多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備するため、短時間労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員への転換を推進する必要があるため。</p>			
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>事業主その他の関係者による有期契約労働者等の職業能力開発の推進</p>		<p>職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上については、事業主が第一義的な責務を負っていると、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされているが、有期契約労働者等については、正規雇用と比べ、能力開発の機会が少ないことから、事業主その他の関係者による有期契約労働者等の職業能力開発を推進するため。</p>			

達成目標 1 について											
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
平成29年度	平成30年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度					
①	不本意非正規雇用労働者の割合 (アウトカム)	18%	平成26年平均	10%以下	令和2年	—	—	—	10%以下	—	不本意非正規雇用労働者については、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 なお、同指標は「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年1月28日厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部策定)における主要指標である。 (参考)平成27年平均実績16.9%、平成28年平均実績15.6%
2	キャリアアップ助成金における有期契約労働者等から正規雇用労働者等に転換した労働者の数 (アウトカム)	67,210人	平成28年度	136,000人	令和元年度	74,000人	112,000人	136,000人	—	—	キャリアアップ助成金の正社員化コースについては、事業主が就業規則等に規定した制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者に転換等することを支援する制度であるため、正規雇用労働者等へ転換した労働者の数を目標値とした。 (参考)平成27年度実績36,637人、平成28年度実績67,210人
3	キャリアアップ計画の認定数 (アウトプット)	46,597件	平成28年度	40,730件	令和元年度	46,597件	50,936件	40,730件	—	—	キャリアアップ助成金の目的は、非正規雇用労働者について企業内におけるキャリアアップを促進することであるため、「キャリアアップ計画書(事業所における3～5年の取組計画)」を適切に作成し、認定された件数を目標値とした。 (参考)平成27年度実績:41,055件、平成28年度実績46,597件
達成手段 1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(1)	「多様で安心できる働き方」の普及・拡大事業(旧:「多元的で安心できる働き方」の普及・拡大事業) (平成24年度)	0.9億円 (0.4億円)	0.8億円 (0.5億円)	0.7億円	1	① 全国の主要地域で企業、有識者等を交えたシンポジウムを開催し、職務、勤務地、勤務時間等を限定した多様な正社員に対する社会的気運の醸成を図る。 ② 多様な正社員及び非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善の取組について、ヒアリング調査を実施し、好事例集として取りまとめる。 ③ 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」に非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善の取組事例や「多様な正社員」に関する情報を掲載する。 ④ 「多様な正社員」の普及・促進を図るため、雇用管理上の留意点や成功事例等を活用し、企業向けセミナーを実施する。					497
(2)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施 (平成25年度)	670.1億円 (777.5億円)	922.6億円 (874.0億円)	1074.6億円	1,2,3	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態やニーズに応じた助言・支援等を行う。					498
(3)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業(旧:非正規雇用労働者の待遇改善支援事業) (平成29年度)	6.9億円 (4.5億円)	15.5億円 (10.0億円)	76.3億円	1	中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施や各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。					499
(4)	同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業 (平成30年度)	-	16.7億円 (11.3億円)	-	1	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の不合理な待遇差の是正を目指す同一労働同一賃金の実現に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行う必要があり、各企業が、賃金制度も含めた待遇全般の点検等を行うことができるよう、業界別の同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、周知啓発を図る。					500

達成目標 2 について											
測定指標 (アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
④	パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合 (年度内) ※令和2年度以降は、パートタイム・有期雇用労働法に基づくものとする。 (アウトカム)	-	-	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。 (参考)平成27年度実績98.9%、平成28年度実績99.2%
5	短時間 (勤務時間限定) 正社員制度を導入している事業所の割合 (アウトカム)	9%	平成17年	29%以上	令和2年	-	-	-	29%	-	就業意識の多様化が見られる中、自らのライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現させるとともに、これまで育児や介護をはじめ様々な制約によって就業の継続ができなかった人や就業の機会を得られなかった人の就業継続や就業を可能とする働き方である短時間正社員制度の導入等により、「多様な正社員」の普及促進を図っているため、指標として選定した。 第4次男女共同参画計画「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「第4次男女共同参画計画」(平成27年12月25日閣議決定)、「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき指標として選定し、目標値を設定している。 (参考)平成27年度実績15.0%、平成28年度実績21.2%
達成手段 2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(5)	パートタイム・有期雇用労働者均衡待遇推進事業 (旧:短時間労働者均衡待遇啓発事業) (平成19年度)	3.1億円 (2.9億円)	5.2億円 (4.9億円)	6.2億円	4	雇用均等指導員を都道府県労働局に配置し、事業主等からの相談への対応や事業主訪問により、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善について専門的なアドバイスを行うとともに、パートタイム・有期雇用労働法の令和2年4月1日施行に向けた周知啓発を行う。 短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。					427
(6)	パートタイム・有期雇用労働者活躍推進事業 (旧:パートタイム労働者活躍推進事業) (平成26年度)	1.5億円 (1.1億円)	0.7億円 (0.6億円)	0.6億円	4,5	事業主が自主的にパートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善に向けた取組を進められるよう、事業主が自社の現状に即した課題解決を図り、その取組内容をより向上・発展させていくためのきめ細やかな支援を実施する。具体的には、短時間正社員制度を導入・整備しようとする事業主に対する「短時間正社員導入支援コンサルティング」の実施や、「短時間正社員制度導入支援マニュアル」の改訂を行う。さらに、シンポジウムを開催し短時間正社員制度導入企業の取組やパートタイム労働者・有期雇用労働者の活躍推進に関する好事例を紹介することにより、パートタイム労働者・有期雇用労働者の公正な待遇の確保を図る。					501
(7)	パートタイム・有期雇用労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業 (旧:パートタイム労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業) (平成27年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.5億円 (0.3億円)	0.7億円	4,5	パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に資する各種情報について、「パート・有期労働ポータルサイト」において総合的な情報提供を実施する。なお、短時間正社員制度については、ポータルサイト内の「短時間正社員導入支援ナビ」に、改訂した短時間正社員制度導入支援マニュアル等を掲載し、事業主の短時間正社員制度導入に寄与する。					502
(8)	職務分析・職務評価普及事業 (平成28年度)	1.9億円 (1.3億円)	2.7億円 (1.6億円)	2.3億円	4	コンサルティングによる導入支援とセミナー等による普及推進を一体的に実施し、職務分析・職務評価の更なる普及を図ることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇の実現に寄与する。					503

達成目標3について											
測定指標（アウトカム、アウトプット）		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
6	キャリアアップ助成金における有期実習型訓練終了後の正規雇用労働者等となった者の割合（アウトカム）	77.7%	平成28年度	-	-	76%	76%	-	-	-	有期実習型訓練は、有期契約労働者等を対象に、実践的な職業訓練機会を提供し、正社員へ移行することを目的としているものであるため、訓練修了後の正社員就職率を目標値として設定した(平成30年度「人材開発支援助成金」へ統合、平成29年度以前の訓練計画による人材育成コース経過措置分)。経過措置分の訓練計画届は平成29年度末で受付終了しており、訓練期間3～6か月の有期実習型訓練は平成30年度をもって終了することから、令和元年度の目標設定は困難である。 (参考)平成27年度実績:71.1%、平成28年度実績:77.7%
						74.7%	81.4%				
7	キャリアアップ計画の認定数（アウトプット）（再掲）	46,597件	平成28年度	-	-	46,597件	50,936件	-	-	-	キャリアアップ助成金の目的は、非正規雇用労働者について企業内におけるキャリアアップを促進することであるため、「キャリアアップ計画書(事業所における3～5年の取組計画)」を適切に作成し、認定された件数を目標値とした。経過措置分の訓練計画届は平成29年度末で受付終了しており、訓練期間3～6か月の有期実習型訓練は平成30年度をもって終了することから、令和元年度の目標設定は困難である。 (参考)平成27年度実績:41,055件、平成28年度実績46,597件
						50,936件	40,730件				
達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(9)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施（平成25年度）（再掲）	670.1億円(777.5億円)	922.6億円(874.0億円)	1,074.6億円	6,7	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態やニーズに応じた助言・支援等を行う。					498
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)			
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	94,241,493	112,466,405	128,740,906					
			補正予算(b)	0	0						
			繰越し等(c)	0	0						
			合計(d=a+b+c)	94,241,493	112,466,405	128,740,906					
		執行額(千円、e)		88,862,342							
執行率(%、e/d)		94.3%									
関連税制		-									
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)					
		①第百九十回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 ②ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ③経済行政運営と改革の基本方針2016 ④第百九十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 ⑤働き方改革実行計画(働き方改革実現会議決定) ⑥経済財政運営と改革の基本方針2017 ⑦第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 ⑧経済財政運営と改革の基本方針2018			①平成28年1月22日 ②平成28年6月2日 ③平成28年6月2日 ④平成29年1月20日 ⑤平成29年3月28日 ⑥平成29年6月9日 ⑦平成30年1月22日 ⑧平成30年6月15日	①非正規雇用の皆さんの均衡待遇の確保に取り組みます。短時間労働者への被用者保険の適用を拡大します。正社員化や処遇改善を進める事業者へのキャリアアップ助成金を拡充します。 ② 2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善) ③第2章1(3)就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等 ④同一労働同一賃金を実現します。昇給の扱いが違う、通勤などの各種手当が支給されない、福利厚生や研修において扱いが異なるなど、不合理な待遇差を個別具体的に是正するため、詳細なガイドライン案を策定しました。今後、その根拠となる法改正について、早期の国会提出を目指し、立案作業を進めます。 ⑤ 2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善 ⑥第2章1(1)①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善 ⑦長年議論だけが繰り返されてきた「同一労働同一賃金」。いよいよ実現の時が来ました。雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、「非正規」という言葉を、この国から一掃してまいります。 他方、中小・小規模事業者の皆さんは、深刻な人手不足に直面しています。キャリアアップ助成金を拡充して、人手確保を支援することと併せ、生産性向上に向けた攻めの投資を力強く支援します。 ⑧第2章3(2)同一労働同一賃金の実現					

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅳ-4-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅳ-4-1) 基本目標Ⅳ:非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標4:個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働紛争処理業務室長 安藤 英樹</p>
<p>施策の概要</p>	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)に基づき、個々の労働者と事業主との間の個別労働紛争について、行政による総合的な紛争解決システムとして、都道府県労働局における相談体制を整備するとともに、助言・指導、あっせんにより、実情に即した簡易・迅速な解決を促進する。</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>経済社会情勢の変化に伴い、企業組織の再編、企業の人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等を背景として、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加している。民事上の個別労働紛争については、最終的な紛争解決手段として裁判制度があるが、時間、費用等の負担や、継続的な労働関係について判定的な処理がなされない場合があることから、国や都道府県など裁判外の複数の機関がそれぞれの機関の特長に合った機能を持ち、当事者が選択できる複線的な紛争解決システムが有効とされてきている。こうした中で、国においては、労働関係の専門機関としての特長を活かし、①全国の都道府県労働局及び労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーによる様々な相談へのワンストップでの対応や、民事上の個別労働相談については、②話し合いを促進し、解決の方向性を示唆するための労働局長による助言・指導、③あっせん委員(弁護士等)による紛争当事者の合意形成のための紛争調整委員会によるあっせんという手段によって、個別労働紛争の実情に即した簡易・迅速な解決のための仕組みを整備しており、助言・指導については、迅速な処理が求められている。</p>			
	<p>2</p>	<p>あっせんについては労働者からの申請が多いが、相手方となる事業者が参加しない限り合意には至ることも少ないため、参加勧奨等により被申請者の参加率を高める必要がある。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんによる個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進</p>			<p>総合労働相談のうち、当事者間で争いが生じている民事上の個別労働紛争について、行政による簡易・迅速な解決が求められており、紛争解決制度として実施している助言・指導及びあっせん手続の処理が迅速に行われることが必要であるため。</p>
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>紛争調整委員会によるあっせんの実効を高めるための被申請人のあっせんへの参加率の促進</p>			<p>あっせんは、被申請人の参加が任意の制度であるが、裁判外での簡易・迅速な解決を促進するためには、参加率の向上を図ることにより制度の実効性を高める必要があるため。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
								令和元年度	令和2年度	
<p>① 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>95%以上</p>	<p>令和元年度</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>・ 総合労働相談件数は、11年連続100万件を超えるなど高止まり、かつ、いじめ・嫌がらせが7年連続相談内容のトップになるなど、多様化・複雑化している。 (参考) 平成28年度実績＝総合労働相談件数約113万件(前年度比9.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.5万件(前年度比4.2%増)、助言・指導申出受付件数約9千件(同0.6%増)、 平成29年度実績＝総合労働相談件数約110万件(前年度比2.3%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.3万件(前年度比1.0%減)、助言・指導申出受付件数約9.1千件(同2.3%増) 平成30年度実績＝総合労働相談件数約111万件(前年度比1.2%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(前年度比5.3%増)、助言・指導申出受付件数約9.8千件(同7.1%増)。  ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導がその特徴である簡易、迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。  ・ なお、助言・指導は迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「1ヶ月以内の処理割合が95%以上」と設定した。  ・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。  平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a> 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a> 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a></p>

②	あつせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合 (アウトカム)	-	-	90%以上	令和元年度	90%	90%	90%	90%	90%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合労働相談件数は、11年連続100万件を超えるなど高止まり、かつ、いじめ・嫌がらせが7年連続相談内容のトップになるなど、多様化・複雑化している。</li> <li>(参考) (平成28年度実績＝総合労働相談件数約113万件(前年度比9.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.5万件(前年度比4.2%増)、あつせん申請受理件数は、5,123件(同7.3%増) 平成29年度実績＝総合労働相談件数約110万件(前年度比2.3%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.3万件(前年度比1.0%減)、あつせん申請受理件数は、5,021件(同2.0%減) 平成30年度実績＝総合労働相談件数約111万件(前年度比1.2%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(前年度比5.3%増)、あつせん申請受理件数は、5,201件(同3.6%増)</li> <li>・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあつせんが、その特徴である簡易・迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあつせんの処理期間を測定指標として定めているものである。</li> <li>・ なお、あつせんは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「2ヶ月以内の処理割合が90%以上」と設定した。</li> <li>・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。</li> </ul> <p>平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況：<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a>  平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a>  平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a></p>
						88.3%	86.5%				

(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<p>指標3～6は、測定指標1・2・7の根拠となる数字であるため、参考指標としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合労働相談件数 平成28年度・・・1,130,741件 平成29年度・・・1,104,758件 平成30年度・・・1,117,983件</li> <li>・ 民事上の個別労働紛争相談件数 平成28年度・・・255,460件 平成29年度・・・253,005件 平成30年度・・・266,535件</li> <li>・ 助言・指導申出件数 平成28年度・・・8,976件 平成29年度・・・9,185件 平成30年度・・・9,835件</li> <li>・ あつせん申請受理件数 平成28年度・・・5,123件 平成29年度・・・5,021件 平成30年度・・・5,201件</li> </ul>
3	総合労働相談件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a> 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a> 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a>	1,104,758	1,117,983								
4	民事上の個別労働紛争相談件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a> 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a> 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a>	253,005	266,535								
5	助言・指導申出受付件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a> 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a> 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a>	9,185	9,835								
6	あつせん申請受理件数 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a> 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a> 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a>	5,021	5,201								

達成手段1	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度				
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	2,102百万円 (1,943百万円)	2,238百万円 (2,118百万円)	3,016百万円	1.2	<p>全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあつせんを行っている。</p> <p>総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あつせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。</p>	510

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
7	あっせん手続終了件数に占めるあっせんが開催されたものの割合=参加率(アウトカム)	-	-	50%以上	令和元年度	50%	50%	50%	50%	50%	<p>・ 総合労働相談件数は、11年連続100万件を超えるなど高止まり、かつ、いじめ・嫌がらせが7年連続相談内容のトップになるなど、多様化・複雑化している。 (参考) 平成28年度実績=総合労働相談件数約113万件(前年度比9.3%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.5万件(前年度比4.2%増)、あっせん申請受理件数5,123件(同7.3%増) 平成29年度実績=総合労働相談件数約110.4万件(前年度比2.3%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約25.3万件(前年度比1.0%減)、あっせん申請受理件数5,021件(同2.0%減) 平成30年度実績=総合労働相談件数約111万件(前年度比1.2%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(前年度比5.3%増)、あっせん申請受理件数は、5,201件(同3.6%増)。</p> <p>・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが個別労働紛争の解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんにおける開催率である被申請人のあっせん参加率を測定指標として定めているものである。</p> <p>・ 目標値については、過去3年(平成24～26年度)のあっせん手続終了件数に占めるあっせんを開催したものの割合(=参加率)(平均53.8%)を踏まえ、「50%以上」と設定した。</p> <p>・ また、単年度毎にあっせんの開催件数について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html</a> 平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219.html</a> 平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html</a></p>
達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
(2)	個別労働紛争対策の推進(平成13年度)	2,102百万円 (1,943百万円)	2,238百万円 (2,118百万円)	3,016百万円	1.2	<p>全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。 総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。</p>					510
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度		
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,237,832	3,015,978	3,324,738					
			補正予算(b)	0	0						
			繰越し等(c)	0	0						
			合計(d=a+b+c)	2,237,832	3,015,978	3,324,738					
		執行額(千円、e)		2,117,948							
執行率(%、e/d)		94.6%									
関連税制		-									
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		・地方分権改革(閣議決定)			・平成27年1月30日		・個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。				
・規制改革実施計画(閣議決定)			・平成27年6月30日		・現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、都道府県労働局があっせんの参加勧奨について引き続き取り組む。						

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(V-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標V-1-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働く事ができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1:労働力需給のミスマッチの解消を図るため需給調整機能を強化すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局首席職業指導官室 職業安定局雇用政策課民間人材 サービス推進室 職業安定局需給調整事業課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>首席職業指導官 松瀬 貴裕 民間人材サービス室長 倉永 圭介 需給調整事業課長 松原哲也</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○公共職業安定所等において、以下の施策を実施。 ・個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ること。 ・職業紹介事業等及び労働者派遣事業の適正な運営を確保すること。</p> <p>【根拠法令】 職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>労働市場のセーフティネットとしての機能を果たさなければならない、求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するため、無料の職業紹介を行わなければならない。</p>			
<p>2</p>	<p>・労働者派遣制度については、派遣期間制限の見直しや雇用安定措置の義務づけ等を内容とする改正労働者派遣法が2015年9月30日に施行されており、2018年9月30日で改正労働者派遣法の施行から3年が経過し、新たな派遣期間制限の期限や雇用安定措置の履行期限が順次到来していることから、改正労働者派遣法の再周知や相談対応が必要となっている。また、働き方改革関連法が2018年6月に成立し、7月に公布され、同一労働同一賃金に関して、労働者派遣法についても改正されており、2020年4月の施行に向けて、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への積極的な周知が必要となっている。</p> <p>・職業紹介等に関する制度については、社会経済の変化に伴い、職業紹介事業や募集情報等提供事業等、求職者や求人者が利用する事業の多様化が進む中、求職者等が不利益を被るなどの不適切な事案に対的確に対応していくことはもとより、求職と求人とのより適切かつ円滑なマッチングを進めていくことが求められている。このため、職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化を内容とした職業安定法の改正が2017年に行われたことから、制度改正に関する周知が必要となっている。</p>				
<p>3</p>	<p>経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上が課題となっている。そのため、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行わなければならない。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること</p>		<p>労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を進めなければならないため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること</p>		<p>職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣法や求人情報の適正化を図るためのガイドラインの周知啓発等により、労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営を確保する必要がある。</p>		
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>官民の連携により労働力需給機能を強化すること</p>		<p>求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(アウトカム)	—	—	30.8%	令和元年度	31.3%	31.5%	30.8%	—	—	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 過去の実績及び中高年齢者求職者割合の増加等を踏まえて設定。 (参考)平成29年度実績:31.5%、平成30年度実績:30.9%
2 雇用保険受給者の早期再就職割合(アウトカム)	—	—	38.0%	令和元年度	36.0%	37.5%	37.7%	—	—	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 過去3年間(平成28～30年度)の平均値を踏まえて設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数(注1) / 受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。) (参考)平成29年度実績:38.3%、平成30年度実績:38.8%
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)(アウトカム)	—	—	12.6%	令和元年度	16.1%	15.2%	12.6%	—	—	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 過去の実績及び中高年齢者求職者割合の増加等を踏まえて設定。 (参考)平成29年度実績:15.2%、平成30年度実績:14.1%

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	マザーズハローワーク事業推進費(平成18年度)	33.5億円(29.1億円)	34.9億円(30.4億円)	37.7億円	1.3	子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、マザーズハローワーク・コーナーを設置し、全国の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供等を行っている。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	512
(2)	失業給付受給者等就職援助対策費(一)	6.0億円(5.0億円)	5.9億円(4.8億円)	5.7億円	1.2,3	失業給付受給者等は長年雇用され、就職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者等に委託して、就職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支援セミナーを実施する。また、就職活動を進める上でストレス状態にあることは好ましくないため、ストレスチェックシート(求職者自身がストレス状態を把握できる)の作成・配付及びメールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施するほか、公共職業安定所において、就職に関連した生活に関する問題について、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士など専門家による巡回相談を定期的実施する。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	513
(3)	再就職支援プログラム事業費(平成14年度)	18.2億円(18.0億円)	18.0億円(17.9億円)	16.0億円	—	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	514
(4)	人材確保対策推進費(旧:福祉人材確保重点プロジェクト推進費(平成21年度))(平成30年度)	16.3億円(14.1億円)	25.8億円(24.0億円)	34.1億円	1.3	【人材確保対策推進費】 主要な公共職業安定所に人材確保支援の総合専門窓口となる人材確保対策コーナーを設置し、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催等の人材確保支援を実施するとともに、その他の公共職業安定所においても、人材不足分野の求人者に対する助言・指導、求職者に対する職業相談及び人材確保対策コーナーへの利用動奨等の支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。 【(旧:福祉人材確保重点プロジェクト推進費)】 全国の主要な公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、同コーナーを設置していない公共職業安定所においても、福祉分野に関心を持つ者や有資格者等に対する職業情報の提供及び必要に応じた「福祉人材コーナー」の利用動奨等の支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所の就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	515
(5)	職業訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費(平成21年度)	79.2億円(73.9億円)	80.7億円(73.4億円)	87.7億円	1.3	ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリアコンサルティング及びジョブ・カード発行、職業訓練へのあっせんの実施 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援	516
(6)	ふるさとハローワーク事業推進費(平成20年度)	8.2億円(7.8億円)	9.5億円(8.7億円)	10.6億円	—	市町村庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行うことにより、地域の実情に応じた雇用対策が積極的に実施され、施策目標の達成に寄与する。	517
(7)	ハローワークシステム運営費(平成23年度)	540.6億円(520.6億円)	634.3億円(590.6億円)	780.2億円	—	職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等の業務について、迅速かつ的確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、ハローワークシステムの運営を行う。	518
(8)	職業安定行政推進費(一)	63.3億円(50.3億円)	60.0億円(49.6億円)	79.0億円	—	職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な、一般職業相談員の配置及びその他の公共職業安定所等の必要な事務費。	519

(9)	求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	35.9億円 (35.0億円)	38.7億円 (35.6億円)	39.9億円	1.3	全国の主要な公共職業安定所に求人者支援員を配置し、求人者に対して労働市場や求職者ニーズ、各種助成金制度等に係る情報の提供、求人票の作成指導、求人条件の緩和指導、事業所情報の収集と求職者への提供等の求人充足を図るためのきめ細かな相談・助言を積極的に実施するほか、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに応じた求人の確保を積極的に行う。 また、若年層を主な対象として、民間、NPO等のノウハウを活用したイベント・セミナー等を実施し、ハローワークへの利用登録を促す。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	520
(10)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	26.0億円 (20.3億円)	25.8億円 (20.9億円)	25.8億円	1,2,3	地方自治体との協定に基づき、地方自治体の意向を踏まえながら、国の行う無料職業紹介等の業務と地方自治体の行う職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等を一体的に行う「一体的実施施設」を設置し、地域の実情に応じた支援を実施する。 また、就職支援セミナー、合同就職面接会等、地域の求職者の就職支援に関する事業を民間団体に委託して実施する。	522
(11)	長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)	3.3億円 (2.7億円)	5.5億円 (4.5億円)	7.0億円	1.3	公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 ・個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 ・長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導 ・長期療養者の就職後の職場定着の支援 ・がん診察連携拠点病院等への出張相談、労働市場、求人情報等の雇用関係情報の提供 ・支援事例やノウハウ等に関する情報・意見交換を行う交流会の開催 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	523
(12)	「建設人材確保プロジェクト」の推進 (平成26年度)	1.6億円 (1.2億円)	-	-	1.3	「建設人材確保プロジェクト」の取組を一層推進するため、実施地域を特に人手不足が深刻な都市部に集中化し、未充足求人に対するフォローアップ、マンツーマンによる一貫した職業相談、建設分野への就職検討に資する情報提供、職場見学会、就職面接会等の実施など、総合的な支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所の就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。※平成29年度末で廃止	-
(13)	民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業 (平成26年度)	3.5億円 (2.1億円)	2.1億円 (0.9億円)	-	1.3	若年者の利用が多い主要な都市において、民間人材ビジネスへの委託により、キャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの活用に関するセミナーの実施、ジョブ・カードの交付、就職支援講習等の支援を実施。 時間をかけたきめ細かいカウンセリング等の継続的な支援が必要なフリーター等に対し、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、円滑な就職の実現に向けた支援を促進する。※本事業は平成30年度限りで終了	516
(14)	求人・求職情報の提供に関する体制の整備 (平成27年度)	3.0億円 (2.3億円)	1.6億円 (1.3億円)	1.8億円	1.3	公共職業安定所への賃金職員の配置等により、求人・求職情報の提供事業に係る以下の業務を実施する。 ・求職者や民間職業紹介事業者等への事業周知 ・利用動向、利用希望の確認・利用申請に係る審査業務等の実施 ・ハローワークに苦情受付窓口を設置(提供先には、個人情報管理・苦情処理責任者を設置するよう規約等に規定) 国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るとともに、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となり、施策目標の達成に寄与する。	525
(15)	職場情報総合サイトの運営 (平成29年度)	1.6億円 (0.9億円)	1.6億円 (1.2億円)	1.6億円	1.3	・企業の職場情報を求職者、学生等に総合的に提供するためのウェブサイト(職場情報総合サイト)を運営する。 ・既存の事業で提供している職場情報を収集等したうえで、求職者、学生等に対して検索、企業間の比較を容易にする一覧化の仕組みを提供する事を通じ、マッチング機能の強化が図られ、施策目標の達成に寄与する。	527
(16)	職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)の構築 (平成30年度)	-	0.7億円 (0.5億円)	4.6億円	-	人口減少下で安定的な経済成長を実現し、国全体の労働生産性の向上を図るためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、転職・再就職など多様な採用機会を拡大し、転職希望者等が持つ職業スキルや能力等を活かした就職活動や企業の採用活動が行えるよう「職業情報の見える化」を進めるため、職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)を構築する。広く求人者・求職者に職業情報を提供することにより、効果的なマッチング機能の強化が図られ施策目標の達成に寄与することが見込まれる。	528

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
④ 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数(アウトプット)	-	-	30,000所以上	令和元年度	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	-	-	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として平成28年度実績を踏まえて目標値を設定した。(平成28年度実績:34,112所、平成29年度実績:35,750所)
5 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和元年度	-	-	90%以上	-	-	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合(「理解が深まった」と回答のあった利用者/アンケート回答者)を目標として設定した。(平成28年度実績:99.3%、平成29年度実績:97.7%)目標値は、最低限満たしておくべき水準として、90%としている。
6 ガイドラインを配布し周知した求人情報提供事業者及びその関係事業者の事業所数(アウトプット)/求人メディアの求人情報提供状況モニタリング件数(平成30年度以降)	-	-	300媒体以上	令和元年度	10,000所以上	300媒体以上	300媒体以上	-	-	求職者の安定雇用やキャリアアップに影響を及ぼすおそれがある誇大な求人情報等の適正化を図るためのガイドラインを構築し、周知・啓発を図ることとしている。本ガイドラインを配布した事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として目標値を設定した。(平成28年度実績:1,065所、平成29年度実績:1,065所) なお、求人情報提供事業の規模が想定よりも小さかったこと及びガイドラインの構築が完了して広範な周知から個別事業者への働きかけに事業内容を移行したことから、求人モニタリングの対象媒体数を指標として選定し、その数が求人メディアの大部を占めるよう目標値を設定した。(平成30年度以降)
⑦ 求人情報提供事業を行う者等へのガイドラインの周知・啓発セミナー受講者の理解度(セミナー内容を理解した受講者/全受講者)(アウトカム)	-	-	90%以上	令和元年度	-	-	90%以上	-	-	求人情報提供の適正化を推進していくためには、求人情報提供事業者がガイドラインの意義及び内容について理解し、ガイドラインに沿った事業運営を行っていくことが重要であるため、事業者向け周知・啓発セミナーを行った際に受講者の理解度についてミニテスト又はアンケートを行い、ミニテストの正答率が85点以上か、アンケートにおいて「理解できた」と回答した受講者の割合(当該回答者/アンケート回答者)を目標として設定した。目標値は、最低限満たしておくべき水準として、90%としている。

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(17)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費)(平成23年度)	13.3億円(11.3億円)	16.1億円(15.2億円)	22.3億円	4、5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施 ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化 ・労働局における相談支援体制の強化 ・特定労働者派遣事業の廃止に伴う中小規模の派遣元事業主への支援事業の実施 以上の事業を実施することにより、説明会等における労働者派遣法の周知啓発を実施する事業所数の増加を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していく。	521
(18)	求人情報提供の適正化推進事業費(平成28年度)	0.3億円(0.3億円)	0.3億円(0.3億円)	0.3億円	6、7	求職者の安定雇用やキャリアアップに影響を及ぼすおそれのある誇大な求人情報等の適正化を図ることを目的とし、求人情報提供の適正化を図るためのガイドライン等の周知・啓発を実施することで、ガイドラインに沿った事業運営を事業者へ促し、求人情報提供事業の適正化を図る。	526

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
8	支援開始者の3か月後の就職率(アウトカム)	-	-	-	-	50%以上	55%以上	-	-	-	民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業は、時間をかけたきめ細かいカウンセリング等の継続的な支援が必要なフリーター等を対象に、キャリアコンサルティング等の就職支援を実施するものであることから、対象者の一定期間後の就職率を目標として設定した。また、目標値については目標値を設定した時点における把握可能な過去の実績(H26:51.2%、H27:50.7%)を踏まえて設定した。(参考)平成29年度実績:58.7%、平成30年度実績:58.9% ※本事業は平成30年度限りで終了
⑨	利用者に対するアンケート調査において、「役に立った」と回答した割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和元年度	80%以上	90%以上	90%以上	-	-	3施設キャリアコン・セミナー事業は長期フリーターや母子家庭の母など、就職困難性の高い求職者については、ある程度時間をかけきめ細かな支援を行うこととしており、公共サービスとしての質を確保するため、利用者に対するアンケートの「役に立った」と回答した割合を目標として設定した。また、目標値については、前年度実績を踏まえ、一定の水準として設定した。(参考)平成29年度実績:97.6%、平成30年度実績:98.9%

達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(19)	優良な民間人材サービス事業者の育成促進事業(平成26年度)	2.0億円(1.8億円)	1.8億円(1.6億円)	1.8億円	-	① 一定の基準を満たす事業者を優良派遣事業者として認定することにより、優良な労働者派遣事業者を育成する。 ② 一定の基準を満たす事業者を職業紹介優良事業者として認定することにより、優良な職業紹介事業者を育成する。 ③ 製造請負事業者への相談支援等並びに請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業者を認定する制度を実施する。 ④ 派遣元事業者等における生産性向上の取組を促進するため、派遣元事業者等のIT活用に関する取組事例を活用したセミナーの開催等を行う。 ⑤ 職業紹介従事者の法令等の理解を深めるための従事者向け教育研修が広く行われるよう、教育する立場の者への講習会の開催等を行い、そのために必要な教材を開発する。 ⑥ 労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」を稼働し、許可・届出事業者一覧をはじめ、労働力需給調整制度の周知や最新のお知らせ等の情報提供を実施する。 以上の事業を通じて、業界の質的向上が図られることにより、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保に寄与する。	524
(20)	民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業(平成26年度)	3.5億円(2.1億円)	2.1億円(0.9億円)	-	8	若年者の利用が多い主要な都市において、民間人材ビジネスへの委託により、キャリア・コンサルティングの実施、ジョブ・カードの活用に関するセミナーの実施、ジョブ・カードの交付、就職支援講習等の支援を実施。 時間をかけたきめ細かいカウンセリング等の継続的な支援が必要なフリーター等に対し、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、円滑な就職の実現に向けた支援を促進する。※本事業は平成30年度限りで終了	516
(21)	3施設キャリアコン・セミナー事業(平成28年度)	6.1億円(4.1億円)	4.7億円(3.6億円)	4.6億円	9	長期フリーターや母子家庭の母など、就職困難性の高い求職者を対象としているわかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワークの3施設におけるマッチング機能を強化するため、民間の創意工夫を活用し、今後の就職活動に向け、ジョブ・カードの作成を中心としたキャリアコンサルティングや求職者向けセミナー等を民間事業者へ委託実施を通じて、施策目標の達成に寄与する。	516

施策の予算額・執行額	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度		
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	67,211,632		79,697,599				82,470,183	
			補正予算(b)	0		0					
			繰越し等(c)	0		0					
			合計(d=a+b+c)	67,211,632		79,697,599				82,470,183	
		執行額(千円、e)	61,792,769								
執行率(%、e/d)	91.9%										

関連税制	-		
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	-	-	-

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(VI-2-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標VI-2-2) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2:働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等を行うこと</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>人材開発統括官付若年者・キャリア 形成支援担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 篠崎 拓也</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」において、無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設として位置づけられる地域若者サポートステーションにおける若年無業者等の職業的自立に向けた支援をするため実施している。</p>										
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(15~34歳で、就労しておらず、家事も通学もしていない者)の数は平成26年以降、50万人台半ばで推移しており、加えて就職氷河期に学校を卒業、退学した無業者の滞留が顕著で、これらの者を含む40代前半までの無業者数の推計は約100万人にも達する。これら若年無業者等の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域の社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要である。</p>									
<p>2</p>	<p>若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要である。そのため、就職後の定着・ステップアップの支援を行う必要がある。</p>										
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>					
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>目標1</p>	<p>地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者を就労につなげる。</p>				<p>より多くの若者を就労につなげることで、若年無業者等が将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域の社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てることとなるため。</p>					
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>目標2</p>	<p>地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する。</p>				<p>サポステを経て就職した者等が就職後も職業的自立した状態を維持できるよう、職場への定着やステップアップを支援し、その割合を向上させることで、安定した産業の担い手を育てることに資するため。</p>					
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>①</p>	<p>地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数(アウトカム)</p>	<p>6,742</p>	<p>平成22年度</p>	<p>100,000人</p>	<p>令和2年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>累計 100,000人</p>	<p>-</p>	<p>「新成長戦略」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられているため、当該数値に基づき、測定目標を設定している。 (参考)平成23年度実績:12,165、平成24年度実績:14,713人、平成25年度実績:19,702人、平成26年度実績:20,106人、平成27年度実績:16,349人、平成28年度実績:15,170人、平成29年度実績:10,184人 累計:108,389人(平成29年度末時点)</p>
<p>2</p>	<p>地域若者サポートステーションにおける就職等率(アウトカム)</p>	<p>57.2%</p>	<p>平成27年度</p>	<p>検討中</p>	<p>令和元年度</p>	<p>60%</p>	<p>60%</p>	<p>60%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>「ニッポン一億総活躍プラン」の方針等を踏まえ、より一層支援の質の向上が求められることから、支援の質と成果により重きを置いた、また、雇用情勢等の外的要因の影響を受けにくい就職率を目標として設定している。なお、平成30年度より、雇用保険被保険者としての就職に加え、雇用保険被保険者就職に向け着実にステップを踏んでいると考え得る、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価することとした。 (参考)平成27年度実績:57.2%、平成28年度実績:61.9%、平成29年度実績:55.4%</p>
<p>3</p>	<p>地域若者サポートステーション設置数(アウトプット)</p>	<p>160箇所</p>	<p>平成28年度</p>	<p>177箇所</p>	<p>令和元年度</p>	<p>173箇所</p>	<p>175箇所</p>	<p>177箇所</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>地域若者サポートステーションについて、より幅広い支援対象者に対するきめ細かい支援や高校等関係機関との連携強化を可能とするための体制の整備を図る一環として、事業全体の効率性も勘案した拠点設置数を目標として設定している。 (参考)平成27年度実績:159箇所、平成28年度実績:160箇所、平成29年度実績:173箇所</p>
<p>達成手段1</p>		<p>補正後予算額(執行額)</p>		<p>令和元年度当初予算額</p>	<p>関連する指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>令和元年行政事業レビュー事業番号</p>
<p>(1)</p>	<p>若者職業的自立支援推進事業(平成18年度)</p>	<p>38.2億円 (34.2億円)</p>	<p>39.5億円</p>	<p>39.7億円</p>	<p>1,2,3</p>	<p>地域若者サポートステーションにおいて、①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、②サポステを経て就職した者等の就労後の定着やステップアップに向けた支援を行うとともに、③職場体験等により就労に向けた支援を実施し、若年無業者等の就労を支援することにより、新たに就労へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。</p>					<p>635</p>

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
								平成29年度	平成30年度		令和元年度
4	地域若者サポートステーションにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点で就労している者の割合(アウトカム)	67.6%	平成28年度	65%	令和元年度	65%	65%	69%	—	—	就職までの支援にとどまらず、その後の早期離職の防止、より安定した就職機会へのステップアップが重要であるため、地域若者サポートステーションによる定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過した時点でも就労している者の割合を目標として設定している。(参考)平成27年度実績:63.2%、平成28年度実績:67.6%、平成29年度実績:69.3%
達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(2)	若者職業的自立支援推進事業(平成18年度)	38.2億円(34.2億円)	39.5億円	39.7億円	4	地域若者サポートステーションにおいて、①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、②サポステを経て就職した者等の就労後の定着やステップアップに向けた支援を行うとともに、③職場体験等により就労に向けた支援を実施し、若年無業者等の就労を支援することにより、新たに就労へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。					635
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度		
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,945,996	3,971,954	5,306,777					
			補正予算(b)	0	0						
			繰越し等(c)	0	0						
			合計(d=a+b+c)	3,945,996	3,971,954	5,306,777					
		執行額(千円、e)		3,556,195							
執行率(%、e/d)		90.1%									
関連税制		—									
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		【地域若者サポートステーション関係】 ①新成長戦略(閣議決定) ②「日本再興戦略」改訂2014 ③ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ④働き方改革実行計画 ⑤未来投資戦略2017(閣議決定)			【地域若者サポートステーション関係】 ①平成22年6月18日 ②平成26年6月24日 ③平成28年6月2日 ④平成29年3月28日 ⑤平成29年6月9日		【地域若者サポートステーション関係】 ①2020年までの目標として地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人 ②「地域若者サポートステーション」等の地方や民間との連携の在り方を含む総合的な見直しによりニートの就労支援を充実させる ③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援を掲げる ④教育委員会や学校、地域若者サポートステーション等の連携を強化し、就労・自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。 ⑤就職氷河期世代を含む若者等が活躍できるよう総合的な支援を行う。				

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅶ-1-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>子ども家庭局総務課少子化総合 対策室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局総務課少子化総合対策室長 森田 博通</p>
<p>施策の概要</p>	<p>少子化の状況やその原因となる子育て環境は、都市と地方など「地域」により異なることから、児童福祉法、子ども・子育て支援法等に基づき、全ての子ども・子育てで家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。 具体的には、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定する市町村行動計画に基づき実施される次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)の推進を図っているところである。地域子ども・子育て支援事業の概要は以下のとおり。</p> <p>①乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業。</p> <p>②養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p> <p>③利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。</p> <p>④地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。</p> <p>⑤一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の保護者を会員として、預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。</p> <p>⑦放課後児童クラブ 保護者が働いているなどにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場において、その健全な育成を図る事業。</p> <p>⑧子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。 1)ショートステイ事業 保護者が疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。 2)トワイライトステイ事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>核家族化や地域でのつながりの希薄化などにより、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることが必要である。</p>			
	<p>2</p>	<p>子どもが減少していく地域が存在する一方で、大都市部では潜在的ニーズにまで応え得る待機児童対策が課題となっている。 このような背景から、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要がある。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する。</p>		<p>乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等から養育支援が特に必要な家庭に対して専門的支援を行う取組といった地域における切れ目のない子育て支援体制の構築は、子育てに対する不安を和らげ、子育ての孤立を防ぐために有効であるため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる。</p>		<p>核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、地域によって必要とする子育て支援も様々である。地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要があるため。</p>		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
								平成29年度	平成30年度		令和元年度	令和2年度
① 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合(アウトカム)	84.1%	平成21年7月	100%	平成31年度	-	-	100%	-	-	99.6%	集計中	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度(平成27年4月1日現在):1,741市町村のうち1,730市町村(99.4%)、平成28年度(平成28年4月1日現在):1,741市町村のうち1,733市町村(99.5%)</p>
② 養育支援訪問事業の実施市町村割合(アウトカム)	55.4%	平成21年7月	100%	平成31年度	-	-	100%	-	-	84.8%	集計中	
達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度									
(参考)												
(1)	子ども・子育て支援交付金(平成27年度)	1,076.17億円の内数	1,187.66億円の内数	1,303.76億円の内数	1, 2	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)					- (内閣府予算)	
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
								平成29年度	平成30年度		令和元年度	令和2年度
③ 利用者支援事業(基本型・特定型)の実施箇所数(アウトカム)	323か所	平成26年度	1,800か所	令和元年度	1,045か所	1,351か所	1,800か所	-	-	982か所	1,095か所	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績:635件、平成28年度実績:812件</p>
④ 地域子育て支援拠点事業の実施箇所数(アウトカム)	6,538か所	平成26年度	8,000か所	令和元年度	7,343か所	7,655か所	8,000か所	-	-	7,259か所	7,431か所	
⑤ 一時預かり事業の利用児童数(アウトカム)	延べ348万人	平成20年度	延べ1,134万人	令和元年度	延べ826万人	延べ980万人	延べ1,134万人	-	-	495万人	集計中	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績:延べ518万人、平成28年度実績:延べ494万人</p>
⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施箇所数(アウトカム)	570か所	平成20年度	950か所	令和元年度	881か所	915か所	950か所	-	-	863か所	集計中	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績:809か所、平成28年度実績:833か所</p>
⑦ 放課後児童クラブの登録児童数(アウトカム)	1,234,366	平成30年度	147万人	令和3年度末	110万人	122万人	-	-	147万人	117万人	123万人	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 なお、「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく令和元年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、平成30年度末までに前倒しすることとした。 また、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、令和元年度から令和3年度までに約25万人の新たな受け皿を確保し、その後令和5年度までに合わせて約30万人の受け皿を確保する数値目標を掲げているため、同プランの数値目標を目標値として再設定した。 (参考)平成27年度実績:1,024,635人、平成28年度実績:1,093,085人</p>
⑧ ショートステイ事業の実施施設利用者数(アウトカム)	延べ7.8万人	平成27年度	延べ16万人	令和元年度	-	-	延べ16万人	-	-	延べ9.0万人	集計中	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績:延べ7.8万人、平成28年度実績:延べ8.0万人</p>
⑨ トワイライトステイ事業の実施施設利用者数(アウトカム)	延べ5.8万人	平成27年度	延べ14万人	令和元年度	-	-	延べ14万人	-	-	延べ5.5万人	集計中	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績:延べ5.8万人、平成28年度実績:延べ5.3万人</p>

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度					
(2)	子ども・子育て支援対策推進事業補助金等(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業を除く)(平成27年度)	420百万円 (492百万円)	577百万円 (624百万円)	707百万円	3,4,5,6	事業目的達成のため、従前からの課題や新たな問題点等を解決するための調査研究を実施する。	647	
(3)	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業(平成27年度)	3,347百万円 (1,418百万円)	2,673百万円 (1,942百万円)	3,599百万円	3,4,5,6	事業目的達成のため、各種事業の担い手となる人材の確保や従事者の資質向上を図る研修を実施する。	648	
(4)	子ども・子育て支援の推進に必要な経費の共通経費(平成23年度)	9百万円 (8百万円)	9百万円 (9百万円)	9百万円	-	事業目的達成のため、市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推進を図るための事務補佐職員賃金や消耗品、印刷製本費、通信運搬費等を支出するもの。 事業実施により、市町村行動計画に基づく子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策の着実な推進を図る。	645	
(5)	保健福祉調査委託費(平成23年度)	40百万円 (2百万円)	50百万円 (24百万円)	50百万円	-	事業目的達成のため、各種子育て支援策の実施状況について調査を実施する。 事業実施により、市町村行動計画に基づく子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策の着実な推進を図る。	646	
<b>(参考)</b>								
(6)	子ども・子育て支援交付金(平成27年度)	1,076.17億円の内数	1187.66億円の内数	1,303.76億円の内数	3,4,5,6,7,8,9	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)	- (内閣府予算)	
(7)	子ども・子育て支援整備交付金(放課後児童クラブ整備費)(平成27年度)	162.53億円の内数	168.3億円の内数	168.30億円の内数	7	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行うことにより、施策目標の達成に寄与する。	- (内閣府予算)	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,308,459	4,365,539	4,359,112		
			補正予算(b)	0	0			
			繰越し等(c)	0	0			
			合計(d=a+b+c)	3,308,459	4,365,539	4,359,112		
		執行額(千円、e)	2,599,112					
執行率(%、e/d)	78.6%							
関連税制		-						
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		①「少子化社会対策大綱」 ②ニッポン一億総活躍プラン ③経済財政運営と改革の基本方針2018			①平成27年3月20日 ②平成28年6月2日 ③平成30年6月15日	①「地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実」 「妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築」 ②多様な保育サービスの充実 ③第2章(5)少子化対策、子ども・子育て支援		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(VII-4-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(施策目標VII-4-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標4:ひとり親家庭の自立を図ること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>国が策定した、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)において、ひとり親家庭の貧困に対応する支援施策の強化が求められており、同法に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を策定した。さらに、「少子化対策基本法」(平成15年7月30日法律第133号)に基づく少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)においても、ひとり親家庭の貧困に対応する支援施策の強化について盛り込まれている。また、平成27年12月に、子どもの貧困対策会議(子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき内閣府に設置)において、「すくすくサポート・プロジェクト(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)」を決定した。このプロジェクトに基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実している。</p>												
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>ひとり親家庭支援については、現在でも、様々な支援策が講じられているものの、①どの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えているが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていない、といった課題がある。</p>											
<p>2</p>	<p>ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多い。</p>												
<p>3</p>	<p>ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。</p>												
<p>4</p>	<p>ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にある。</p>												
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>							
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>ひとり親家庭を必要な支援につなげる</p>					<p>支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図り、個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められているため。</p>							
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>ひとり親家庭の生活支援の推進</p>					<p>ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多いことから、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要があるため。</p>							
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>ひとり親家庭の子ども、親の学習支援の推進</p>					<p>貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子どもが、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することが必要であるため。</p>							
<p>目標4 (課題4)</p>	<p>ひとり親家庭の親の就業支援の推進</p>					<p>パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要であるため。</p>							
<p>達成目標1について</p>													
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>① 母子・父子自立支援員の相談件数 (アウトカム)</p>		<p>751,507件</p>	<p>平成27年度</p>	<p>150万件</p>	<p>令和元年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、対象者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせ、より効果的な支援を行うため、支援相談の窓口が連携した好事例の収集等を行い、共有することとしている。これに関するKPIとして、平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件とすることが設定されているため、これを測定指標としたが、基準年度である平成27年度以降の実績値は75万件前後を推移にとどまっているため、令和元年度より、ひとり親家庭の相談支援の充実を図るため、民間団体を活用したひとり親家庭の相談から見守りまでの支援、離婚を考える父母等に対する子どもの養育等について考える機会の提供や各種支援に関する情報提供を行うモデル事業の実施により、必要な者を行行政窓口につなげることとしており、目標達成に向け事業の一層の充実を図る予定である。 実績値:746,253件(平成28年度)、738,001件(平成29年度)</p>		
<p>達成手段1</p>		<p>補正後予算額(執行額)</p>	<p>令和元年度当初予算額</p>	<p>関連する指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>令和元年行政事業レビュー事業番号</p>			
<p>(1)</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業 (平成15年度)</p>	<p>114億円 (87億円)</p>	<p>131億円 (104億円)</p>	<p>159億円</p>	<p>1</p>	<p>ひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。</p>					<p>680</p>		

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
②	ひとり親家庭等日常生活支援事業の年間利用者数(アウトカム)	3,515人	平成27年度	1万人	令和元年度	-	-	1万人	-	-	ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金で支援員(ヘルパー)を派遣し、児童の世話や生活援助を行う事業である。すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、同事業の充実のため、利用条件を緩和するとともに、ヘルパーの資格要件を緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図ることとし、令和元年度までに同事業の利用者数を年間1万人とすることがKPIとして設定されているため、これを測定指標とした。 【実績値】 3,562人(内訳:母子家庭3,158人、父子家庭321人、寡婦83人)(平成28年度) 3,023人(内訳:母子家庭2,645人、父子家庭319人、寡婦59人)(平成29年度)
③	ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業の年間延べ提供数(アウトプット)	69,753人	平成28年度	50万人	可能な限り早期	50万人	50万人	50万人	50万人	50万人	すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援することとしている。これに関するKPIとして、可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供することが設定されているため、これを測定指標とした。
(2)	母子家庭等対策総合支援事業(平成15年度)	114億円(87億円)	131億円(104億円)	159億円	2、3	ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。ひとり親家庭の親が就学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金で支援員(ヘルパー)を派遣し、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する。					680
(3)	児童扶養手当(昭和36年度)	1,784億円(1,642億円)	1,711億円(1,600億円)	2,075億円	-	離婚によるひとり親世帯等、児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給することにより、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図る。					679
(4)	母子父子寡婦福祉貸付金(昭和28年度)	36億円(10億円)	32億円(12億円)	31億円	-	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその扶養している児童の修学に必要な資金等について貸付を実施することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進する。					682
(5)	養育費確保支援事業委託費(平成19年度)	0.6億円(0.6億円)	0.6億円(0.6億円)	0.5億円	-	母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施することにより、母子家庭等の養育費の確保を促進する。					681
達成目標3について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
④	ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業の年間延べ提供数(アウトプット)	147,116人	平成28年度	50万人	可能な限り早期	50万人	50万人	50万人	50万人	50万人	すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援することとしている。これに関するKPIとして、可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供することが設定されているため、これを測定指標とした。
⑤	家計管理等の講習会等の参加者数の年間延べ人数(アウトカム)	11,956人	平成28年度	2万人	令和元年度	-	-	2万人	-	-	すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、ひとり親への生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)を実施することとしている。具体的には、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施することとしている。これに関するKPIとして、令和元年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ2万人とすることが設定されているため、これを測定指標とした。
⑥	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の年間利用者(アウトカム)	6人	平成27年度	5千人	令和元年度	-	-	5千人	-	-	すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、ひとり親への生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)を実施することとしている。具体的には、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施することとしている。これに関するKPIとして、令和元年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間5千人とすることが設定されているため、これを測定指標とした。 実績値:28人(平成28年度)、50人(平成29年度)
(6)	母子家庭等対策総合支援事業(平成15年度)	114億円(87億円)	131億円(104億円)	159億円	4、5、6	ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施する。					680

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
⑦	高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合(アウトカム)	88.0%	平成27年度	90%以上	毎年	90%	90%	90%	90%	90%	ひとり親家庭の支援としては、就業による自立に向けた就業支援が重要であり、安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けた支援も必要である。高等職業訓練促進給金は、ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために支給するものである。すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、高等職業訓練促進給金の充実を図ることとしており、これに関するKPIとして、同給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とすることが設定されているため、これを測定指標とした。 実績値:89.3%(平成28年度)、90.0%(平成29年度)	
⑧	母子・父子自立支援プログラムの策定件数(アウトプット)	7,179件	平成27年度	1万件	令和元年度	-	-	1万件	-	-	多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援している。 すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)では、同プログラム策定事業の充実を図ることとしており、これに関するKPIとして、令和元年度までに同プログラムの策定件数を1万件とすることが設定されているため、これを測定指標とした。 実績値:6,970件(平成28年度)、6,702件(平成29年度)	
達成手段4		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度									
(7)	母子家庭等対策総合支援事業(平成15年度)	114億円(87億円)	131億円(104億円)	159億円	7、8	ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金を給付する。 多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援する。					680	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)			令和2年度	
		予算の状況(千円)	当初予算(a)		186,564,683	226,650,121	178,089,902					
			補正予算(b)		4,468,702	0						
			繰越し等(c)		-3,578,039	3,578,039						
			合計(d=a+b+c)		187,455,346	230,228,160	178,089,902					
		執行額(千円、e)		171,631,536								
執行率(%、e/d)		92%										
関連税制		-										
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		①少子化社会対策大綱(閣議決定) ②すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト ③女性活躍加速のための重点方針2016 ④ニッポン一億総活躍プラン				①平成27年3月20日 ②平成27年12月21日 ③平成28年5月20日 ④平成28年6月2日		①IV-(1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 ②すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト II ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト ③II-2-(1)ひとり親家庭等への支援 ④ニッポン一億総活躍プラン 「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化(その1)」 【今後の対応の方向性】 世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組を進め、格差が固定化されず、社会的流動性のある環境を整備する。 【具体的な施策】 ひとり親等の生活を支援するため、平成28年度予算において児童扶養手当の機能の充実、保育所等利用の負担軽減を措置。引き続き必要な対応を検討する。また、放課後児童クラブ等が終わった後の子供の生活習慣の習得・宅集支援、食事の提供等を行う地方自治体による子供の居場所作りの取組を支援する。				